

ご案内

所在地

〒124-0012
葛飾区立石二丁目30番1号

相談窓口 電話

TEL / 03-5698-0303
FAX / 03-5698-0337

開所時間

平日 / 8時30分～17時 電話による通告は24時間受け付けています。

アクセス マップ



主要 交通機関

- 京成押上線** ●金町駅～浅草寿町・上野松坂屋前(草39)「梅田小学校前」下車徒歩3分
- 都営バス** ●綾瀨駅～新小岩駅北口(新小51)「葛飾警察署」下車徒歩6分
- 京成バス** ●亀有駅～新小岩駅東北広場(新小53)「葛飾区役所」下車徒歩10分
- 京成立石駅から徒歩12分

ホームページでもご案内しています

※令和5年10月1日より接続可能です

アクセスはこちらから ▶



For foreign languages

Katsushika City's official website is automatically translated according to the language settings of the terminal (computer, smartphone, etc.) used by the user.



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

子ども虐待防止
オレンジリボン運動

葛飾区児童相談所

Katsushika Child Guidance Office

かつしかの子どもは葛飾で守る、
それは葛飾区の誇りです。





葛飾区児童相談所

本区の児童相談所開設までの経緯

- 平成23年7月 葛飾区子ども総合センター開設
保健所との複合施設として、「市区町村子ども家庭総合支援拠点(子供家庭支援センター)」と「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を同一場所で実施
- 平成28年6月 児童福祉法の改正
児童相談所設置自治体の拡大により、特別区も設置可能に
- 令和2年 3月 葛飾区児童相談所基本構想策定
- 令和2年10月 葛飾区児童相談所基本計画策定
- 令和3年1月 基本設計完了
- 令和3年10月 実施設計完了
- 令和4年3月 葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画策定
葛飾区児童相談所設置自治体事務運営計画策定
葛飾区子ども総合センター運営計画策定
- 令和5年2月 葛飾区を児童相談所設置市に指定する政令が公布
- 令和5年6月 葛飾区児童相談所の設置に関する条例制定
工事竣工
- 令和5年10月1日 葛飾区児童相談所開設

児童相談所とは

- 1 児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。
- 2 子どもの健やかな成長を願って、共に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。
- 3 原則18歳未満の子どもに関する相談・通告を子ども本人、その家族、地域住民、関係機関等から幅広く受付けています。
- 4 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士など、専門スタッフによる相談や支援を行います。

葛飾区児童相談所設置の意義

- 1 ライフステージに合わせた切れ目のない支援をします。
関係機関と連携し区内の子育て支援に関するサービスや場所、人など地域資源を個々の家庭に合わせてこれまで以上に効果的に活用することができます。
- 2 住み慣れた身近な地域での相談や手続きができます。
これまで以上に区民にとって物理的にも心理的にも距離が近くなることから、子どもに関する相談や里親などに関する手続きが行いやすくなります。



区民や関係団体へのお願い

子どもや家庭の課題は深刻化する以前の早期に対応することが必要です。そこで、課題のある子どもに気づかれた場合は、引き続き早い段階で子ども総合センターに相談・通告をお願いします。なお、深刻な身体的虐待や性的虐待など、緊急の対応が必要と判断される場合には、児童相談所へご連絡ください。

本区が目指す児童相談体制5つの目標

- ① 子どもの最善の利益を確保することを第一に考えます。
- ② 子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携を図ります。
- ③ 子どもや家庭に対する自立支援の充実を図ります。
- ④ 虐待予防に対する支援の充実を図ります。
- ⑤ 地域の見守り力の育成を図ります。



…… 所掌図 (主な分掌事務等) ……

児童相談部

児童相談課

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ① 部内及び児童相談所との連絡調整に関すること | ② 部及び児童相談所の予算及び決算の総括に関すること |
| ③ 児童相談所の土地及び施設設備の維持管理に関すること | ④ 児童養護施設等の設置認可等に関すること |
| ⑤ 里親に関すること | ⑥ 児童福祉法に基づく措置費の支払に関すること |
| ⑦ 児童福祉施策に関する広報と啓発活動に関すること | ⑧ 部課内庶務 |

相談援助担当課長

- | | |
|--|------------------------------------|
| ① 児童虐待等に係る受付対応に関すること | ② 子ども及びその家庭に係る相談、調査、指導及び社会診断に関すること |
| ③ 子どもの入所措置に関すること | ④ 子どもの家庭復帰に関すること |
| ⑤ 子ども及び保護者に係る心理診断、心理指導、カウンセリング及び医学診断に関すること | ⑥ 愛の手帳の判定に関すること |

児童保護担当課長

- 子どもの一時保護に関すること

児童相談法務担当課長

- 相談援助業務に係る裁判所への申立て等の法的対応の取りまとめに関すること

子ども家庭支援課

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 子ども及びその家庭に係る総合的な相談及び支援に関すること | ② 母子保健に関すること |
| ③ 子どもの発達相談に関すること | |

児童相談所の業務内容

児童相談所の主な業務は次のとおりです。

① 相談業務

養護相談	虐待や養育困難に関する相談
保健相談	乳児、早産児、児童の疾患等、健康管理に関する相談
障害相談	愛の手帳に関する相談、肢体不自由や発達障害等に関する相談
非行相談	家出、万引き等に関する相談
育成相談	不登校、しつけ等に関する相談

② 援助業務

① 措置によらない指導

助言指導

1～3回程度の助言や情報提供等の方法により、問題が解決すると考えられる場合に行う指導

継続指導

定期的に児童相談所へ通所等してもらい、数回以上にわたって行う指導

② 措置による指導

児童福祉司指導

専門的知識、技術を必要とする事例に対し、継続的に児童相談所へ通所等してもらい、行う指導

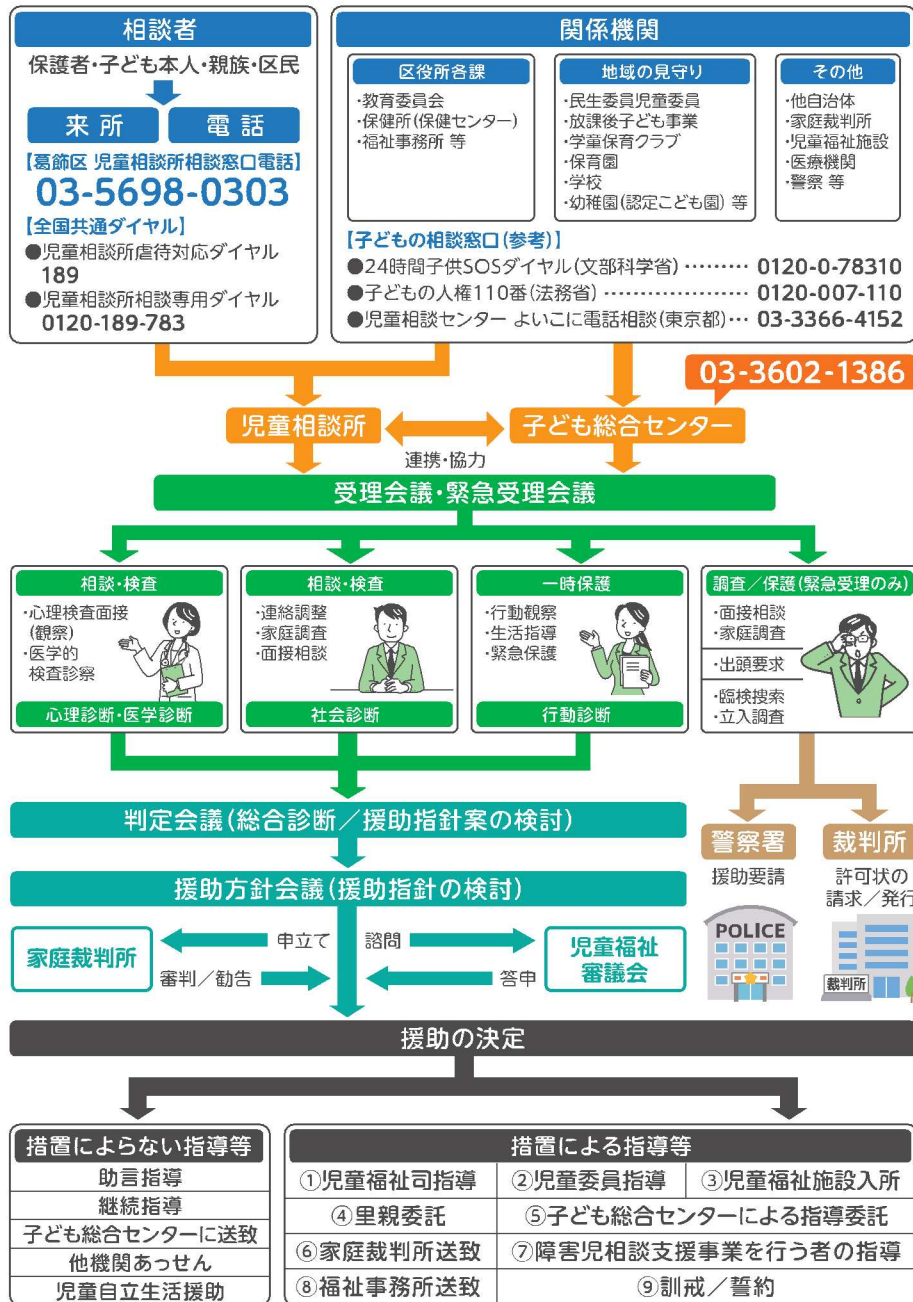
児童福祉施設等入所

事情により家庭で生活できない子どもを施設等へ入所させ、行う指導

里親委託

事情により家庭で生活できない子どもを「養育里親」や「養子縁組里親」に委託して、行う指導

相談の流れ



一時保護とは

- 1 子どもを家庭から離して一時的に保護する機能です。
- 2 保護期間は原則2か月までです。
- 3 概ね2歳から18歳未満の子どもが対象です。

…… 一時保護が必要な場合 ……

- 1 **緊急保護**
●迷子、置き去りなど保護者が不明なとき
●保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき
●保護者の虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき
- 2 **行動観察**
●非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護し、行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき

…… 一時保護所の生活 ……

- 1 幼児と学齢児以上に分かれ、日課により生活します。
- 2 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう、生活指導を行います。
- 3 学齢児には、学習指導協力員が子どもの学力に応じた学習指導を行います。
- 4 栄養のバランスに配慮し、楽しい雰囲気の中で食事を提供します。
- 5 レクリエーションとして、スポーツ活動や室内遊戯を行います。

幼児(未就学児)の日課 (例)

7:00	10:00	12:00	15:00	18:00	20:00
起床 朝食	自由時間 おやつ	昼食	お昼寝 おやつ	入浴 自由時間 夕食	自由時間 テレビ 就寝

学齢児(小学生)の日課 (例)

7:00	12:00	15:00	18:00	21:00
起床 朝食	学運動 学習	昼食 学運動	おやつ 入浴 そうじ	夕食 就寝

建築設備概要・ゾーニング

建築概要

- 敷地面積 2,177.93㎡
- 延床面積 4,044.78㎡
- 建築面積 1,161.00㎡
- 階数 地上4階

構築物

- 駐車場 3台(うち身障者用1台)
- 駐輪場 30台

■ ゾーニング ■



児童相談所の諸室紹介



待合スペース



相談室3



ラウンジ



遊戯室



食堂



学習室

里親制度について

児童相談所では、里親制度の広報啓発、里親に対する訪問支援等を行っています。

1 里親制度とは

保護者の養育困難等の事情により、家族と離れて暮らす子どもを家庭に迎え入れ養育する制度です。家庭を必要としている子どもたちに、安心感と健やかな育ちを提供することが重要です。

2 里親の種類

養育家庭 養子縁組を目的とせず、子どもを必要な期間(長期または短期)家庭に迎え入れ養育します。	専門養育家庭 虐待や障害、非行などの理由により、専門的な援助が必要な子どもを必要な期間(長期または短期)家庭に迎え入れ養育します。
親族里親 両親が死亡、長期入院、行方不明等の理由により、子どもを養育することができない場合、祖父母等の親族が里親となり養育します。	養子縁組里親 特別養子縁組を目的とし、縁組が成立するまで里親として養育します。

3 里親になるには

葛飾区里親認定基準

- 葛飾区民であること
- 心身共に健康であること
- 養育についての理解と熱意、また子どもに対して豊かな愛情を有していること
- 配偶者または同居する20歳以上の親族等がいること
- 経済的に困窮していないこと、かつ世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること
- 家族構成に応じた適切な住環境があること(住居の広さ、間取り等)

他にも要件があります。



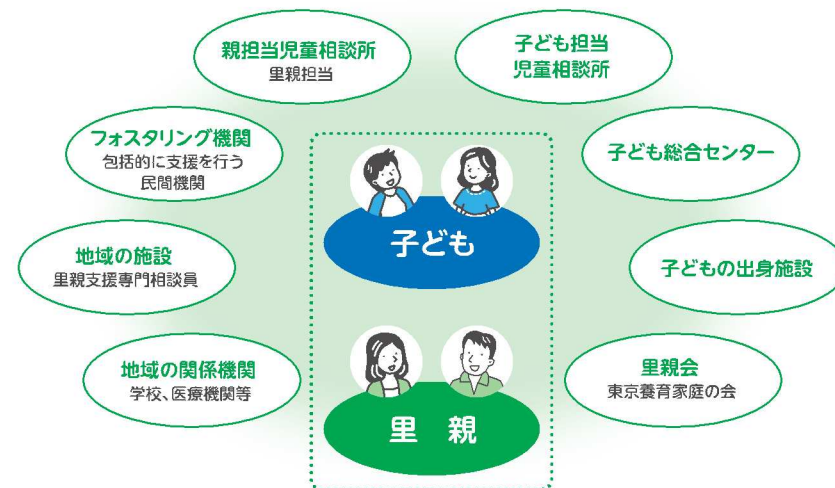
4 里親になるSTEP

- STEP 1 相談** ▶ 児童相談所で里親の要件や手続きについて説明を受けます。
- STEP 2 研修** ▶ 児童養護施設や乳児院などでの実習を含む数日間の研修を受けます。
- STEP 3 申請** ▶ 必要な書類を提出します。
- STEP 4 調査** ▶ 児童相談所やフォスタリング機関*の職員等が家庭訪問をし、家庭環境などを調査します。
- STEP 5 審査** ▶ 里親認定基準に照らし、葛飾区児童福祉審議会で審議します。
- STEP 6 里親認定登録**

*里親のリクルート、研修、相談支援など、里親を包括的に支援する機関のこと。児童養護に実績のある乳児院等を運営する社会福祉法人が担う。

5 支援体制

里親が地域で孤立することなく安心して養育できるよう、関係機関が里親とチームとなり、それぞれの専門性を生かして児童の養育を行う「チーム養育体制」をとっています。



養育にかかる費用(里親手当や生活費など/里親種別により異なる)は自治体から支給されます。ほかにも里親子を支えるサービスがあります。